

II-3-[2] 公立少年自然の家について

[昭和 48 年 11 月 22 日 文社青第 143 号
各都道府県教育委員会教育長あて 社会教育長]

文部省では、昭和 45 年以降公立自然の家の建設について国庫補助金を予算に計上し、年々その増額を図っていますが、最近、地方公共団体において少年自然の家を設置数気運が高まり、それとともに少年自然の家の意義や設置、運営等に関する照会も多くなってきました。よって、この際、国庫補助金の交付に関連して想定されている公立少年自然の家のあり方について、小職の見解を下記のとおり述べます。

今後、貴都道府県及び管下市町村の公立自然の家の整備を図るうえで参考にしてください。

記

1. 定義

(1)少年自然の家は、少年(義務教育諸学校の児童・生徒をいう。以下同じ。)を自然に親しませ、自然の中での集団宿泊生活を通じてその情操や社会性を豊かにし、心身を鍛練し、もって健全な少年の育成を図ることを目的とする社会教育施設であること。

(2)少年自然の家は、季節的な活動を行う臨海学校や林間学校と異なり、年間を通じて運営される社会教育施設であること。

2. 教育目標

少年自然の家においては、少年に学校や過程では得がたい体験をさせ、それによって、次に掲げる教育目標の達成に努めること。

(1)自然の恩恵に触れ、自然に親しむ心や敬けんの念を育てること。

(2)集団宿泊生活を通じて、規律、協同、友愛、奉仕の精神を養うこと。

(3)野外活動を通じて、心身を鍛練すること。

3. 設置

(1)少年自然の家の設置は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和 31 年 6 月 30 日、法律第 162 号)第 30 条の定めるところにより、地方公共団体の条例によって定めること。

(2)少年自然の家は、自然環境に恵まれた場所に設置し、その施設・設備の形状及び配置は自然と調和するものであること。

(3)少年自然の家の建物の面積はおよそ 2,000 平方メートル以上、宿泊定員は 200 人以上とすること。

(4)少年自然の家の建物は、宿泊室、食堂、厨房、浴室、医務室、談話室、研修室、体育室、事務室等をもって構成されること。

4. 組織

(1)少年自然の家には、所長、専門的職員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置くものとする。

専門的職員は、少年の学校外生活に関して適切な指導のできる者をもってあてること。

(2)少年自然の家の組織の一部として、民間有志指導者(ボランティア)の協力体制をとり入れること。

(3)少年自然の家の運営について、所長の諮問に応じ助言する機関として、小・中学校の教職員、社会教育関係団体の代表者、学識経験者等からなる運営協議会を置くこと。

5. 利用者

少年自然の家の利用者は、指導者の引率のもとに利用することを条件として、次に掲げる者とする。

- (1) 少年団体の構成員
- (2) 小・中学校等の児童・生徒
- (3) その他所長が認めた者

6. 事業

(1) 少年自然の家においては、集団宿泊を伴う次の事業を行うこと。

- ア. 自然観察、自然探究、自然愛護その他の自然に親しむ事業
- イ. 登山、キャンプ、ハイキング、オリエンテーリング、サイクリングその他の野外活動事業
- ウ. 少年団体指導者の研修事業
- エ. その他少年の健全育成に関する事業

(2) 少年自然の家の事業は、主催事業または受入れ指導事業として実施すること。

- ア. 主催事業とは、少年自然の家が企画及び実施する事業であること。
- イ. 受入れ指導事業とは、少年自然の家と少年団体、小・中学校等とが事前に協議して定めた計画に基づき実施する事業であること。

7. 運営

(1) 少年自然の家の運営にあたっては、立地条件を生かした特色のある運営を行うこととし、利用する少年の年齢や利用目的に応じて、集団生活や事業のあり方に変化をもたせること。

(2) 少年の集団宿泊生活については、必要な生活時間割を定めて行うこと。

(3) 少年自然の家においては、少年の安全管理について配慮すること。

(4) 少年自然の家の利用に対する対価は、原則として徴収しないこと。

8. 学校教育との連携

(1) 少年自然の家においては、学校教育では得がたい体験を得させることによって、少年の全人的な成長発達を図るものであり、学校と少年自然の家とは相互の教育機能を補完しあう関係にあること。

(2) 少年自然の家が学校の指導計画に基づいて利用される場合、教育内容に関する指導は学校がこれに当り、少年自然の家の全般的な管理運営に関しては少年自然の家がこれに当ること。したがって、学校の教職員と少年自然の家の職員との協力が望まれること。

9. 財政援助

少年自然の家の施設の建設にあたっては、国庫補助金が交付されること。また、その所要経費の一部は、特別地方債(厚生年金保険・国民年金の積立金還元融資によるもの)による融資対象とされていること。